

青森市環境基本条例の制定について  
(令和7年第4回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

環境の保全及び創造のために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定しようとするものである。

2 制定内容

○前文

○第1章 総則（第1条～第6条）

…目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務

○第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

…施策の基本的方針

第2節 環境基本計画（第8条・第9条）

…環境基本計画、年次報告書

第3節 環境の保全及び創造のための施策等（第10条～第20条）

…施策の策定に当たっての配慮、  
環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生、  
規制の措置、誘導的措置、環境の保全及び創造に関する施設の整備等、  
資源の循環的な利用等の推進、教育及び学習の振興等、  
民間団体等の自発的な活動の促進、情報の提供、  
調査の実施及び監視等の体制の整備、国及び他の地方公共団体との協力

第4節 地球環境の保全の推進（第21条）

…地球環境の保全の推進

○第3章 環境審議会（第22条～第25条）

…環境審議会の設置、組織及び運営、会議、部会

○第4章 雜則（第26条）

3 施行期日

公布の日から施行